

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年度～令和12年度

令和8年4月改定

文京区

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、文京区耐震改修促進計画（令和 8 年 3 月改定。以下「促進計画」という。）の目標達成に向け、住宅の所有者に対して耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画第 3 章 3「耐震化を促進するための方策」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、文京区全域とする。

このうち、特に重点的に耐震化を推進する区域は、文京区耐震促進事業の耐震化促進地区とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手した全ての住宅及び昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に新築工事に着手した地階を除く階数が 2 以下の在来軸組工法による住宅とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までとする。

なお、促進計画は平成 20 年度から令和 17 年度までの計画であるため、令和 13 年度から令和 17 年度までの計画は改めて改定する。

また、社会経済状況の変化や関係計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等へ適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

6 戸別訪問等の実施

耐震診断の助成等を活用し耐震改修工事に至っていない木造住宅に対し、戸別訪問等による耐震化を促すフォローアップを行う。また、耐震化促進地区内に存する住宅の所有者に対し、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、戸別訪問やダイレクトメール等による直接的な耐震化を促す取組を実施する。

7 相談体制の整備

建築物の所有者が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるよう、耐震アドバイザーの派遣・相談会などの相談体制を整備する。

8 連携

アクションプログラムを総合的に推進するため、区は関係団体との十分な連携を図る。

9 実績の公表

アクションプログラムに定める取組、耐震診断及び耐震改修工事助成の実績は、都市計画部地域整備課のホームページ又は普及啓発用の資料等により公表するものとする。

【実施スケジュール】

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
木造住宅		フォローアップ訪問				
非木造	分譲マンション	マンション管理適正化支援事業との連携				
	その他	フォローアップ訪問				
普及啓発		区報、ホームページ、区設掲示板等による広報				
		耐震化アドバイザー派遣				
		個別相談会の実施				
		個別訪問の実施				
		耐震化促進地区 ← 不燃化特区及び耐震化促進地区以外 →				